

令和5年度第1回札幌市コンプライアンス委員会議事録

【日 時】 令和5年9月4日(月)午後2時00分～午後3時02分

【場 所】 市役所本庁舎14階1号会議室

【委員出席者】 段林 君子 委員長、鈴木 光 副委員長、河森 計二 委員、
中川 晶比兒 委員、毛利 節 委員

【市側出席者】 総務局行政部長、行政監察担当課長、
職員部人事課調査担当課長、服務担当係長 ほか

【会議内容】

1 委員長及び副委員長の選出

本委員会は、委員の改選後、初めての開催となるため、委員長及び副委員長の選出を行うこととし、札幌市コンプライアンス委員会規則第3条第1項の規定に基づく委員の互選の結果、段林委員が委員長、鈴木委員が副委員長にそれぞれ選出された。

2 本委員会の非公開について

本日の議題は、個人情報等を含む具体的な事案内容が話題となることから、札幌市コンプライアンス委員会規則第4条第5項本文の規定により、原則どおり非公開とすることについて、各委員の了承を得られた。

3 公益通報等の運用状況について

事務局から、公益通報の運用状況及び職員の不正行為に関する情報の取扱いの運用状況（資料）について報告があった。

4 職員の休暇不正取得に係る通報について

(1) 通報の概要

職員が、家族を含めた新型コロナウイルス感染症への感染や多くの親戚の不幸を理由として勤務を休む等、虚偽の理由により勤務日数が少なくなっているのに、給与は受給している旨の職員の不正行為に関する情報が通報された。

(2) 調査結果の報告

関係者への聞き取り等を行った結果、通報にあるような事実は認められなかったとの報告があった。

(3) 質疑応答

報告後の主な質疑応答は次のとおり（○：委員、●：市の関係部局。以下同じ。）。

- 特定の職員の忌引休暇の取得日数が多い等、疑義があるような場合に、所属長の判断で裏付けの資料の提出を求めることはできるのか。
- 忌引休暇については、制度上、当然に挙証書類を求めるものとはなっていないが、所属長が承認行為をする上で、明らかに取得日数が多い等、疑義がある場合には、裏付け資料の提出を求める場合がある。この点については、この度の通報があった課のみならず、局内に改めて周知したいと考えている。
- 所属では、忌引休暇の取得申請がなされる際に、どなたが亡くなられたのかを、その都度把握しているということか。
- 職員は亡くなった親族の続柄等を口頭により申し出た上で、忌引休暇の取得申請を行い、所属長が当該申請を承認・決裁している。

5 職員勤務懈怠に係る通報について

(1) 通報の概要

職員が、外勤先から直接帰宅する際、時間年休を取得せずに無断で早退を繰り返しており、その回数も頻繁である旨の内部通報窓口への公益通報があった。

(2) 調査結果の報告

関係者への聞き取り等を行った結果、被通報者の勤務状況について、職務専念義務に違反しているとも言えないが、一部疑義を生じさせかねない行為があったことが判明したため、被通報者及び管理監督者に対し、注意指導を行ったとの報告があった。

(3) 質疑応答

報告後の主な質疑応答は次のとおり。

- 被通報者の所属において、以前、外勤時にはホワイトボードに外勤先を記入する等の対策を取ったということだが、年数が経つにつれ、段々と徹底されなくなったということはないのか。
- 当時は、誰が外勤し、誰が直接帰宅するか等をホワイトボード上で共有し、所属長にも直帰する旨を伝えるということが徹底されていたが、外勤をした場合に、勤務時間中に戻ってこられず、直接帰宅せざるを得ないときが多くあったため、そのようなときには、所属への都度の連絡は行わず、所属長もこれを容認していたということがあった。
- 上司や所属長が変わっていく中で、引継ぎがうまくなされていなかったということはあるのか。
- 外勤先から直接帰宅する旨を所属に連絡することは、どの職場であっても当然にすべきものであるにもかかわらず、本件ではなされていなかったということがあった。
- ホワイトボードに記入された内容は記録化されるのか。
- 予定の管理には、ホワイトボードのほか、パソコンで予定表管理ソフトを用いており、当該ソフトでは記録が残るようになっている。また、他の職員が見られるように設定していることが多い。

6 その他

議事録は、通報者保護の観点等から、事案、質疑等の要旨とすることについて、各委員の了承を得られた。